

道路関係風水害対策部運営計画

第1条 目 的

この運営計画は、近畿地方整備局防災業務計画に基づき、福知山河川国道事務所の所掌に係る一般国道に風水害が発生した時、若しくはおそれがある時、とるべき措置及び組織を整備し防災行政の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第2条 風水害対策部の設置

前条の目的を達成するため福知山河川国道事務所に福知山河川国道事務所風水害対策部（以下「対策部」という）を置く。

第3条 組織及び業務分担

1. 対策部の組織及び各班、各掛の業務分担は共通編のとおりとする。
2. 対策部長は、事務所長。対策副部長は、副所長又は事務所長の指名する職員とし、対策副部長は、対策部長を補佐すると共に報道機関との対応及び情報収集、人員体制にあたるものとする。

第4条 警戒体制等の発令

1. 対策部長は、気象情報等の適用区分に基づき警戒体制等の発令及び解除を指令しなければならない。
2. 気象情報等の適用区分及び体制対象雨量の基準は次のとおりとする。

図面 番号	号線	区 域	雨量観測所名	注意体制 強化対象 雨量	警戒体制 対象雨量	非常体制 対象雨量 (通行止)	備 考
1.	9	福知山市夜久野町額田～同町日置 (100.4kp～101.6kp) (1. 2 k m)	福知山市夜久野町日置 (道路テレメーター)	1 4 0 mm	1 7 0 mm	2 0 0 mm	(担当) 国道9号 維持連絡所
2.	27	京丹波町升谷～同町中山 (128.8kp～129.6kp) (0. 8 k m)	京丹波町升谷 (道路テレメーター)	1 0 0 mm	1 2 0 mm	1 5 0 mm	(担当) 綾部国道 維持出張所
		その他の区域	当該出張所	警戒巡回出動対象 雨量 1 7 0 mm		—	

注1) 雨量は連続雨量とし、連続雨量の判断は、降雨状況、気象状況等を総合的に判断して行うが、原則として降雨の3時間以内の中断は連続雨量として取り扱う。但し3時間連続して降雨量が2mm以下の場合は0とみなす。

注2) 但し「道路対策本部長＝道路部長。対策部長＝福知山河川国道事務所長。」

※※ 非常体制対象雨量に達した時は、道路法第46条1項一号の規定（道路管理者は、～道路の通行を禁止し、又は制限することができる。）により、通行止めの措置を行う。

気象台情報適用区分一覧表

号 線	区 域	気 象 台 名
9 号	全 区 域	京都地方気象台
2 7 号	全 区 域	京都地方気象台

3. 警戒体制等の区分、及び発令基準は次のとおりとする。

	発 令 基 準
注 意 体 制	1) 雨及に関する注意報若しくは警報（以下「注意報等」という。）が、発表され、対策部長が必要と判断した場合。 2) 注意報等の発表下で、連続雨量が別に定める注意体制強化対象雨量に達した場合。（注意体制の強化を図る。） 3) 国又は京都府等の管理する河川の「はん濫注意情報」が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合 4) 高潮に関する警報（以下「高潮警報」という）が発表され、対策部長が必要と判断した場合。
警 戒 体 制	1) 注意報等の発表下で、連続雨量が別に定める警戒体制対象雨量に達した場合。 2) 道路災害及び冠水により通行規制を行う必要がある場合。 3) 国又は京都府等の管理する河川の「はん濫警戒情報」「はん濫危険情報」が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合
非 常 体 制	1) 連続雨量が別に定める非常体制対象雨量に達した場合。 2) 重大な災害が発生し、交通が途絶した場合。 3) 通行止めが発生した時又は、緊急事態が予測される場合。 4) 国又は京都府等の管理する河川の「はん濫発生情報」が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合 5) 冠水において、車道外側線部の水深が15cmを超え、対策部長が必要と判断した場合※
解 除	1) 対策部長が、災害発生の恐れがなくなったと判断した場合。

解除以外の体制に以下を含む。

対策部長が必要と判断した場合又は道路対策本部長が指示した場合。

※直線部道路勾配2%として。15cmについては他道路管理者の基準を参考としている。

今後実績、現地状況等で見直す事とする。

道路災害対策部運営計画

第1条 目 的

この運営計画は、近畿地方整備局防災業務計画に基づき、福知山河川国道事務所の所掌に係る一般国道に災害が発生した時、若しくはそのおそれがある時、とるべき措置及び組織を整備し防災行政の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第2条 道路災害対策部の設置

前条の目的を達成するため福知山河川国道事務所に福知山河川国道事務所道路災害対策部（以下「対策部」という）を置く。

第3条 組織及び業務分担

1. 対策部の組織及び各班、各掛の業務分担は共通編のとおりとする。
2. 対策部長は、事務所長。対策副部長は、副所長又は事務所長の指名する職員とし、対策副部長は、対策部長を補佐すると共に報道機関との対応及び情報収集、人員体制にあたるものとする。

第4条 警戒体制等の発令

1. 対策部長は、道路災害情報等の適用区分に基づき警戒体制等の発令及び解除を指令しなければならない。
2. 警戒体制等の発令の基準は次のとおりとする。

	発 令 基 準
注 意 体 制	1) 道路災害による通行規制の恐れがある場合。 2) 対策部長が必要と判断した場合。
警 戒 体 制	1) 道路災害が発生し通行規制が生じた場合。 2) 対策部長が必要と判断した場合。 3) 道路対策本部長が指示した場合。
非 常 体 制	1) 道路災害が発生し、重大な被害が発生した場合。 2) 対策部長が必要と判断した場合。 3) 道路対策本部長が指示した場合。

注1) 但し「道路対策本部長＝道路部長。対策部長＝福知山河川国道事務所長。」

道路関係地震災害対策部運営計画

第1条 目 的

この運営計画は、近畿地方整備局防災業務計画に基づき、福知山河川国道事務所の所掌に係る一般国道に地震災害が発生した時、若しくは地震により津波等のおそれがある時、とるべき措置及び組織を整備し防災行政の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第2条 地震災害対策部の設置

前条の目的を達成するため福知山河川国道事務所に福知山河川国道事務所地震災害対策部（以下「対策部」という）を置く。

第3条 組織及び業務分担

1. 対策部の組織及び各班、各掛の業務分担は共通編のとおりとする。
2. 対策部長は、事務所長。対策副部長は、副所長又は事務所長の指名する職員とし、対策副部長は、対策部長を補佐すると共に報道機関との対応及び情報収集、人員体制にあたるものとする。

第4条 警戒体制等の発令

1. 対策部長は、地震情報等の適用区分に基づき警戒体制等の発令及び解除を指令しなければならない。
2. 警戒体制等の発令の基準は次のとおりとする。

	発 令 基 準
注 意 体 制	1) 管内に震度4の地震が発生した場合。 2) 管内に津波注意報が発表された場合。 3) 対策部長が必要と判断した場合。 4) 道路対策本部長が指示した場合。
警 戒 体 制	1) 管内に震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合。 2) 管内に津波警報（津波）が発表された場合。 3) 対策部長が必要と判断した場合。 4) 道路対策本部長が指示した場合。
非 常 体 制	1) 管内に震度6弱以上の地震が発生した場合。 2) 地震による重大な災害が発生した場合。 3) 管内で津波警報（大津波）が発表された場合。 4) 津波による重大な被害が発生又は発生の恐れがある場合。 5) 対策部長が必要と判断した場合。 6) 道路対策本部長が指示した場合。

注1) 管内とは、福知山市、綾部市、舞鶴市、船井郡京丹波町とする。

注2) 但し「道路対策本部長＝道路部長、対策部長＝福知山河川国道事務所長」とする。